

歯科診療報酬点数表関係

【初診料】

問1 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、「A000」初診料を算定できるか。

（答）不可。ただし、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。

（参考）「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）（抜粋）

第1節 初診料

A000 初診料

（中略）

- （5） 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、初診料は算定できない。ただし、当該治療（初診を除く。）は、医療保険給付対象として診療報酬を算定する。
- （6） （5）にかかわらず、健康診断で疾患が発見された患者について、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合は、初診料を算定する。

【再診料】

問2 保険医療機関が実施する健康診断を受診する患者について、健康診断の同一日に当該保険医療機関において、1回の受診で保険診療を行う場合は、再診料を算定することは可能か。

（答）保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できない。

歯科診療報酬点数表関係

【情報通信機器を用いた診療】

問1 「A000」初診料の注16及び「A002」再診料の注12に規定する情報通信機器を用いた歯科診療における資格確認方法として、令和6年12月1日までは居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認と、被保険者証の画面上への提示があったところ、令和6年12月2日に施行される療担規則等の改正により、保険医療機関等における資格確認方法の一部が変更されるが、情報通信機器を用いた診療における資格確認方法はどのように変更されるか。

（答）情報通信機器を用いた診療における患者の資格確認方法は、①居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを活用したオンライン資格確認又は②資格確認書の画面上への提示等により行うこととし、①については、次の点について留意すること。

- ・ あらかじめ、保険医療機関又は保険薬局において、オンライン資格確認等システムで「マイナ在宅受付WEB」のURL又は二次元コードを生成・取得すること等が必要であること。
- ・ 患者が自らのモバイル端末等を用いて、当該URL等から「マイナ在宅受付WEB」にアクセスし、マイナンバーカードによる本人確認を行うことで、オンライン資格確認が可能となり、医療情報等の提供について、同意を登録することが可能となること。
- ・ なお、マイナ保険証の電子証明書の有効期限が過ぎても3か月間は引き続き資格確認を行うことが可能であること。ただし、この場合は医療情報等の取得は不可能であることに留意すること。
仮に何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合は、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。
- ・ マイナンバーカード及び資格情報のお知らせの画面上への提示
- ・ マイナンバーカード及びマイナポータル画面（PDF含む）の画面上への提示

（参考）オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010235

(参考) マイナ在宅受付 WEB に関するよくある質問 (FAQ)

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011377

また、②については、次に掲げるいずれかの方法により資格確認を行うこと。

- 資格確認書の画面上への提示
- 令和6年12月2日時点で現に交付されている被保険者証（有効期限の範囲内又は令和7年12月1日までの間に限る）の画面上への提示